

博士論文審査及び最終試験の結果

審査委員（主査） 吉本 秀之 印

学位申請者 内川 隆文 （ウチカワ タカフミ）

論文名 1930年代日本・改正電気事業法体制の終焉と電力国家管理の成立

内川隆文氏から博士学位請求論文「1930年代日本・改正電気事業法体制の終焉と電力国家管理の成立」が提出されたことをうけ、2022年1月12日開催の総合国際学研究科教授会にて審査委員会が選任され、審査が開始された。

審査委員会は、吉本秀之（教授、科学社会学・科学技術史）が主査を務め、鈴木義一（教授、ロシア経済史、比較経済体制論）、米谷匡史（教授、主任指導教員、社会思想史・日本思想史）、嶋理人（熊本学園大学経済学部講師、日本経済史、鉄道・電気事業史）、野本京子（本学名誉教授、元指導教員、日本近現代史・農業史）、以上5人の委員から構成されている。なお、同論文は、2021年11月18日の事前審査を経て、改訂のうえ提出されたものである。

審査委員会は、各委員がそれぞれの見地から論文を精査し、詳細に吟味した上で、2022年2月18日に、本学の本部管理棟・中会議室にて、対面で公開の最終試験を実施した。その結果、本論文が評価基準に照らして、博士学位を授与する水準に達していると判断した。審査委員会は全員一致で、内川隆文氏に博士（学術）の学位を授与することが適切であるという結論に至った。

【論文の概要】

本論文は、1931年に成立した改正電気事業法体制から、1938年以降の電力国家管理への移行・転換について、その成立要因、転換過程を再検討するものである。

従来、電力業をめぐる経営史・経済史の領域では、資料にもとづく詳細な研究が蓄積されてきたが、電力国営化にインパクトを与えた戦時下の革新政策については、経済外的な国家主義のイデオロギーとみなされ、電力業に内在する研究は少なかった。本論文では、電力行政を管轄する逓信省電気局の官僚、平澤要と大和田悌二に注目し、各地の電力会社、経営者や技術者もふくめてさまざまなアクターのポリティクスを検討することで、改正電気事業法体制から電力国家管理への移行・転換を内在的に論じている。

T・P・ヒューズの電力システム論を援用しながら、平澤要の電気事業観（供電組織論）と改正電気事業法体制の特質を論じ、その体制に内在する矛盾を各地の具体的な事例（神

戸市電気局の自家用発電促進運動と関西風水害、東北の農村電化・配電設備助成政策、愛知県の中部電力・矢作水力間の係争)を検討しながら明らかにしている。その矛盾を克服すべく、大和田悌二が電力国家管理論に傾斜していき、経営者や技術者をまきこんだ論争を通じて、電力国家管理が実現したことを解明している。

大和田悌二の日記や、電気委員会などの議事録、神戸市会会議録、東北振興調査会の資料、官僚・経営者・技術者らの論説・回想など、多くの史料を用いながら、改正電気事業法体制から電力国家管理への転換をめぐって、新たな見取り図を提示している。

本論文の構成は以下の通りである。

序論

第1章 戦前日本・電力システムの成長とその限界

第2章 平澤要の電力システム論

第3章 神戸市電気局の自家用発電促進運動と関西風水害

第4章 1930年代東北における逓信省・配電設備助成政策

第5章 名古屋市における中部電力・矢作水力間の係争と大和田悌二

第6章 大和田悌二の統制経済論

第7章 電力国家管理論争の構図

結論

序論ではまず、電力国家管理をめぐって、経済史・経営史の分野の研究、革新官僚の思想に注目する思想史分野の研究、そして改正電気事業法体制をめぐり研究など、各分野の先行研究を検討している。そのうえで本論文では、T・P・ヒューズの電力システム論を援用しながら、日本における電力業の展開を再検討し、電力業に関わるさまざまなアクター間の抗争を電力ポリティクスとして分析する視座を提示している。そして、1936年から本格化する電力国家管理論争は、電力システム論と統制経済論という異なる2つの議論が交錯することによって成立した、という見通しを示している。

第1章では、T・P・ヒューズの電力システム論を援用しながら、戦前日本の電力システムの展開過程を検討したうえで、電力システムの成長を阻害する「逆突出部」として余剰電力と過剰電力について論じている。そして、東邦電力社長の松永安左エ門、東京電灯社長の小林一三、森コンツェルンを率いた森轟昶など経営者の電力システム論を考察している。

第2章では、欧米の事例を参考にしながら、電力システムの発展を展望した逓信省官僚・平澤要の電気事業観を考察している。電力委員会と電力連盟を中心として、料金認可制、供給区域独占制、自家用発電の抑制、電力公営化の原則禁止などを運用する改正電気事業法体制は、電力システムの自律的な統合を企図した平澤要の電力思想に基づいてデザイン

されたことを論じている。

第3章では、自家用発電の建設認可を逓信省に求めていた神戸市電気局を事例としてとりあげている。平澤要が率いる当時の逓信省電気局は、全国を統合する電力システムを建設すべく火力発電と公営電力の建設を抑制しており、神戸市電気局の陳情は受け入れられなかった。しかし、1934年9月に近畿一帯を襲った関西風水害による停電のショックが状況を一変させ、神戸市の自家用発電所の促進運動を加速させた経緯を考察している。

第4章では、1930年代の農村電化をめぐる議論と政策の推移を論じている。1930年代初めまでは逓信省は農村電化に消極的だったが、1934年に東北大凶作が発生した。復興の一環として、東北振興調査会を中心に東北の農村電化が唱えられると、逓信省は1935年に、農林省と共同して配電設備助成政策を打ち出した。1938年に成立した電力国家管理は農村電化を標榜していたが、1930年代半ばの配電設備助成政策がその淵源となったことを論じている。

第5章では、愛知県における供給区域独占性をめぐる中部電力と矢作水力の係争を事例としてとりあげ、その調停にあたった逓信省官僚・大和田悌二（当時、名古屋逓信局長）の言説を分析している。愛知県の挙母町（現、豊田市）に建設計画を進めていた豊田自動織機の挙母自動車工場に対する電力供給をめぐる、中部電力と矢作水力との係争を大和田悌二は調停しようと試みた。しかし、調停が不調に終わると大和田は、満洲事変以降に国防産業として重要性を増していた自動車産業への十分な電力供給が、供給区域独占制によって妨げられていることを問題視するようになった。大和田は1936年から、逓信省電気局長として電力国家管理を主導するが、その動機は、名古屋逓信局長時代に電力会社間の係争の調停に関わったことで形成されたと論じている。

第6章では、1920年代から1930年代にかけて、大和田悌二の統制経済論が形成される過程を考察している。1920年代に大和田は、出張先のヨーロッパで、労働運動の展開を目の当たりにした。そして、利害調停者としての国家の役割を重視する「調和主義」と、革命運動から国家を守ろうとする「体制の防衛」論を抱くようになる。このような大和田の議論は、世界恐慌とブロック経済が進展した1930年代には、独自の統制経済論に結実した。大和田は、日本の輸出振興と軍事的な大陸進出を支え、2・26事件のような体制の動揺を抑える上でも、低廉豊富な電力供給が不可欠であると考えた。しかし、名古屋逓信局長時代の経験から、民営電力業を前提とした電力行政に強い不満を抱き、電力国家管理を推進する方向に転じたのである。

第7章では、経営者や技術者、逓信省官僚、政治家、経済学者、無産政党が関わった電力国家管理論争を論じている。電力国家管理論争は、1920年代から経営者や技術者、逓信省官僚らが展開した電力システム論と、1930年代に本格化した統制経済論が交錯したことで成立した。これらは元来、異なる目的と文脈で展開した議論であったが、1935年に、革新官僚として統制経済論を展開する奥村喜和男と、電力システム論に精通した技術者・出弟二郎が出会ったことで、電力国家管理論争が展開した。1940年に本格化した「経済新体

制」論争では、企業の営利性と公益性、株式会社の「所有と経営の分離」などが論じられるが、それらの論点はすでに電力国家管理論争で議論されていたことを論じている。

結論では、以上の論証をふまえて、改正電気事業法体制が電力システムの統合を促進した一方で、電力ポリティクスの調停に失敗したことが、同体制の終焉を早めた結論づけている。同体制は、1930年代半ばにおいて既に、電力ポリティクスと時局の変化という内外の要因によって動揺していた。この内・外の矛盾を機敏に察知し、電力国家管理案を推進したのが大和田悌二や奥村喜和男などの統制経済論・革新派の官僚たちであり、藤波収、宮川竹馬、出弟二郎など電力システム論・革新派の技術者たちであった。

【審査の概要および評価】

2022年2月18日に実施された公開の最終試験では、内川隆文氏が本論文の概要、本論文の学術的意義、そして今後に残された課題についてプレゼンテーションをおこなった。その後、審査委員と内川隆文氏の間で質疑応答が行われた。

審査委員からは、本論文が、①電力業に関する経済史・経営史研究と、統制経済論に関する思想史研究を架橋する重要な研究成果であること、②T・P・ヒューズの電力システム論を援用しながら日本の電力業の展開・成長を論じて、平澤要の電気事業観の特質を明らかにしていること、③事例研究として、神戸市電気局の自家用発電促進運動と関西風水害、東北の農村電化・配電設備助成政策、愛知県の中部電力・矢作水力間の係争をとりあげ、改正電気事業法が内包する矛盾を史料にもとづいて具体的に明らかにしえたこと、④電力システム論と統制経済論が、別個の系譜を持っていることを明らかにし、さまざまなアクターが関わった電力国家管理論争を立体的に描き出して、電力国家管理が持つ意味を明確に位置づけたこと、⑤以上により、改正電気事業法体制から電力国家管理への移行・転換をめぐって、その要因を内在的に検証し、説得力ある論述を提示していること、などについて高い評価を受けた。

他方で、以下のような疑問・批判も提示された。①T・P・ヒューズの電力システム論の分析概念（逆突出部、決定的問題など）を適用して日本の電力業を論じる際の妥当性・有効性の範囲がやや不明確であること、②平澤要の電気事業観（発電組織論）については電力システム論を切り口として適切に説明できているが、大和田悌二らが国家管理を推進していく過程については、十分に有効性をもって説明できていないと思われる点、③農村電化をめぐって、灌漑や脱穀など生産面での電化と、街灯や家庭用電灯など生活面での電化など、農村電化の需要側の内実について現状では考察が不十分であること、④神戸市電気局は市内に一般供給も行っており、自家用発電として論じるのが適切であるかどうか疑問が残ること、また、地方の名古屋逓信局と中央の逓信省電気局との関係の変化や、逓信省内の平澤派と大和田派との対立の描き方がやや単純化されている面があること、などである。

さらに、今後の課題として、電力システムの発展過程の国際比較や、朝鮮・台湾・満洲

など植民地・外地の電力業と日本内地の電力業の関連をめぐって、現時点での展望が問われた。

以上のような疑問や批判に対して、内川隆文氏の応答は的確であり、自らの論考で明らかにし得た点とその限界、今後に残された課題について明確に自覚したものであった。また、上記のような疑問や批判は、本論文の達成や貢献を高く評価した上で、さらに今後の研究を深めていくために提示されたものであり、本論文の意義を損ねるものではないことは、審査委員の共通認識である。

以上の審査をふまえて、審査委員会は全員一致で、内川隆文氏の博士学位請求論文「1930年代日本・改正電気事業法体制の終焉と電力国家管理の成立」は、1930年代の電力史を中心とする歴史研究に対してオリジナルな貢献をはたす重要な研究成果であることを確認し、本学の博士学位評価基準に照らして、内川隆文氏に博士（学術）の学位を授与することが適切であると判断した。